

## EV急速充電設備をリースで整備する 場合に提出

## 共同申請同意書

書類の作成日を記入

令和5年5月2日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
リース事業者	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">           ○△□リース株式会社            代表取締役 利伊須 三郎         </div>
リースで整備する設備の使用者	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">           住 所 横浜市中区○○1-2-3            （法人等の場合は所在地）            フリガナ ○○ヒキコガシカ イシヤ タイヨウトリマリヤク カガリ タロウ            氏 名 ○○石油株式会社 代表取締役 神奈川 太郎            （法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名）            ※個人事業者にあつては下記の生年月日・性別を記            生年月日 T・S・H 年 月 日生            性別 男 ・ 女         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; font-size: small;">           使用者が個人事業者の場合は記入         </div>

## (同意事項)

- ・リース事業者及びリースで整備する設備の使用者（以下「使用者」という。）が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を県が神奈川県警察本部に照会すること。
- ・審査結果について、県がリース事業者宛てに通知すること。
- ・補助金はリース事業者に交付されること。
- ・リース事業者は、次のいずれかの方法等により、使用者に補助金相当額を還元すること。
  - (1) 使用者から領収するリース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額分を減額
  - (2) 補助金相当額を現金で支払
- ・リース事業者及び使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース事業者はあらかじめ知事の承認を得る必要があること。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられる場合があること。
- ・補助金交付後、補助事業で整備する設備の利用等に関するアンケート調査を県が実施する場合、リース事業者及び使用者は、共に調査に協力すること。
- ・補助事業で整備する設備の所在地等、公共の用に供するために必要な情報は、県がホームページ等により公表すること。